

社会実験における拡充品目回収依頼届

(あて先) 京 都 市 長

(届出者)

住 所 〒

氏名 (ふりがな)

電話番号

(届出代行者)

事業者名 (ふりがな)

電話番号

社会実験におけるごみ収集福祉サービスの利用に当たり、下記のごみ等を排出するため、京都市ごみ収集福祉サービスの拡充に向けた社会実験実施要綱第13条に基づき、届け出ます。

記

1 排出日

年 月 日

2 排出内容

	品目	主な排出内容 (品名、規格など)	袋数
<input type="checkbox"/>	小型家電		
<input type="checkbox"/>	古着		
<input type="checkbox"/>	電池類		

【注意事項等】

- ・ 小型家電とは、家電のうち、家電リサイクル法に規定する家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）を除く、規格が30cm×40cm×40cm以下のものです。
- ・ 古着の回収について、汚れているもの、濡れているもの、カーペット、ふとん、カーテンなどは対象外です。
- ・ 電池類（リチウムイオン電池を含む）を排出する際は、テープを貼るなどして電極の部分を絶縁してください。
- ・ 上記3品目を排出する際は、透明の袋に品目名を記載する又は品目名を記載した紙を貼り付けてください。
- ・ 排出量は、品目ごとに、片手で持てる重さの袋2袋までです。
- ・ 申込については、窓口、郵送又はFAX、オンラインで、所管のまち美化事務所に2営業日前までに提出してください。
- ・ 回収品目、排出方法等について不明な点がある場合は、申込前に事前に所管のまち美化事務所までお問合せください。